

《記載例》

日付は記入しないでください →

令和 年 月 日

貸付希望農用地等の農地中間管理機構への登録申請書

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫 様

住所：小千谷市城内2-7-5

氏名：公社 太郎 印

電話番号（〇〇-〇〇〇〇）

私は、以下の事項を承諾の上、次の農用地等を貸付希望地として登録申請します。

- 貸付希望農用地等 別紙のとおり
- 農地中間管理機構(以下「機構」)に、農地中間管理権が設定されるまでの間は、自ら農用地等を管理します。
- 農地の貸付に際し、利用者の利用方法等に係る私の意向及び情報は次のとおりです。該当する事項に〇印を付けます。

<input type="radio"/>	農地の利用方法に制約を付けたい（今の形状のまま利用してほしい）
	農地の利用方法に制約を付けない
<input type="radio"/>	賃料について具体的な希望がある（10aあたり〇〇〇〇円程度）
<input type="radio"/>	中間管理機構へ登録するにあたり農業委員、農地利用最適化推進委員が関わった委員名（）
※その他、具体的なことがあれば記入してください。	

- 本申請書に記載の事項は、機構事業に係る機関、団体、個人へ情報開示されることに異議はありません。
- 農地中間管理権が設定された貸付希望地について、2年を限度として機構が保全管理を次の条件の下、実施することを承諾します。
 - 借受希望者が見つかるまでの間の賃料は、使用貸借契約の締結も含め、機構と協議する。
 - 2年の中間管理期間が経過しても当該農地での借受希望者が見つからない場合は、使用貸借契約を解除し農用地等の返還となる。

【留意事項】

以下の説明を受けたときは、確認欄にチェックしてください。

- 「借受希望者」が見つからない場合は、機構事業の活用はできません。←確認欄にチェックをしてください
- この登録による有効期間は、原則2年です。
- 「土地改良賦課金」については、土地改良区等への所定の届出を行ってください。
- 15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

